

議会運営委員会会議録

(令和3年5月25日)

栄町議会

議 会 運 営 委 員 会

議 事 日 程

令和3年5月25日（火曜日）

午後1時30分開会

- 事 件
- (1) 令和3年第2回栄町議会定例会の付議事件について
 - 1. 町長提出議案等 15件
 - 人事案件 4件
 - 専決処分の承認 3件
 - 条例の一部改正 3件
 - 補正予算 2件
 - 報告 3件
 - (2) 諸般の報告について
 - 1. 現金出納の検査結果報告 3件
 - 2. 議員派遣報告 1件
 - (3) 一般質問について 通告者 7名
 - (4) 会期、議事日程、会議録署名議員の指名について
 - (5) その他、議会運営に関する事

出席委員（6名）

委員長 野田 泰博 君
委員 高萩 初枝 君
委員 早川 久美子 君

副委員長 大野 博 君
委員 大野 信正 君
委員 大塚 佳弘 君

欠席委員（なし）

出席を求めた者

議長 橋本 浩 君

副議長 大野 徹夫 君

説明のため出席した者

総務課長 奥野 陽一 君

出席議会事務局

事務局長 大熊 正美 君

書記 藤江 直樹 君

◎ 開 会

○委員長（野田泰博君） ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。

◎ 開 議

○委員長（野田泰博君） 本日は、令和3年第2回栄町議会定例会に伴う議会運営委員会です。委員の皆様並びに議長、副議長、また町執行部から奥野総務課長のご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ここで、会議に先立ちまして、橋本議長よりご挨拶をお願いいたします。よろしくお願ひします。

○議長（橋本 浩君） 皆さんこんにちはご苦勞様でございます。特にございませんが、このところ最近暑い日が続いておりますので、マスクなんかをしていますと蒸れて大変だと思ひますが、体調管理だけ気を付けてですね、新型コロナウイルスワクチン接種の予約も始まりましたし、体に気を付けて慎重に審議していただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

◎ 審 議

○委員長（野田泰博君） ありがとうございます。それでは、早速審議に入ります。

今定例会の招集日は、6月1日の火曜日です。

現在まで確認しております付議事件は、15件、その内訳としまして、専決処分の承認3件、諮問を含めた人事案件4件、条例の一部改正3件、補正予算2件、報告3件でございます。なお、一般質問は7名となっております。

ご審議の程、よろしくお願ひします。

始めに、町長提出議案15件について、奥野総務課長より説明をお願いいたします。奥野総務課長。

○総務課長（奥野陽一君） それでは、令和3年第2回栄町議会定例会への提出予定議案等につきまして、その概要をご説明させていただきます。

まず、町からの提出予定議案ですが、ただ今委員長からありましたように、諮問案件が1件、専決処分の承認を求める件が3件、人事案件が3件、条例の一部改正が3件、令和3年度補正予算が2件、継続費繰越計算書の報告が1件、繰越明許費繰越計算書の報告が1件、事業会計予算の繰越計算書が1件の合計15件でございます。

それでは、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」所管は総務課です。

内容は、現委員の任期満了に伴い、その後任委員の候補者を法務大臣に推薦すべく、議会の意見を求めるものでございます。

続いて、議案第1号「専決処分を報告し承認を求めることについて」所管は、税務課です。

内容は、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことにより、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかと認めため、地方自治法第179条第1項の規定により栄町税条例等の一部を改正する条例を制定することについて専決処分したので、同条第3項の規定により、議会へ報告し、承認を求めるものでございます。

続いて、議案第2号「専決処分を報告し承認を求めることについて」所管は、税務課です。

専決処分の理由は、議案第1号と同様ですが、第2号は栄町都市計画税条例等の一部を改正する条例を制定することについて専決処分したものでございます。

続いて、議案第3号、同じく「専決処分を報告し承認を求めることについて」所管は、福祉・子ども課です。

内容は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令が令和3年3月31日に公布され、同年3月31日から施行されたことにより、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めため、地方自治法第179条第1項の規定により栄町重度心身障害者・児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を制定することについて専決処分したので、同条第3項の規定により、議会へ報告し、承認を求めるものでございます。

続いて、議案第4号「栄町監査委員の選任について」所管は総務課です。

内容は、識見を有する者のうちから選任された現委員の任期満了に伴い、同委員を再任すべく、議会の同意を求めるものです。

続いて、議案第5号「栄町固定資産評価審査委員会委員の選任について」所管は総務課です。

内容は、現委員の任期満了に伴い、その後任委員を選任すべく議会の同意を求めるものです。

続いて、議案第6号「栄町教育委員会委員の任命について」所管は総務課です。

内容は、現委員の任期満了に伴い、その後任委員を選任すべく議会の同意を求めるものです。

続いて、議案第7号「栄町税条例の一部を改正する条例」所管は税務課です。

内容は、地方税法等の改正を踏まえ、個人住民税均等割及び所得割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族を年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限定するとともに浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置を創設するなど所要の改正を行うものです。

続いて、議案第8号「栄町が管理する町道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」所管は建設課です。

内容は、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の改正に伴い、当該省令名の改正、また歩道等に関する道路移動等円滑化基準への適合対象の拡大など所要の改正を行うものです。

続いて、議案第9号「ドラムの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」所管は産業課です。

内容は、ドラムの里の指定管理者の指定を取り消した場合等において、当該施設の利用者への影響を抑えるため、町長が当該施設の管理運営を行うことができるよう改正するものです。

続いて、議案第10号及び議案第11号につきましては、令和3年度における2会計の補正予算について地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するものです。所管は、財政課です。

誠に申し訳ありませんが、補正予算案につきましては、現在調整中でございますので、本日は概要についてのご説明とさせていただきます。

初めに、議案第10号「令和3年度栄町一般会計補正予算第1号」の概要ですが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約9,200万円増額する予定で調整をしております。

続いて、議案第11号「令和3年度栄町介護保険特別会計補正予算第1号」の概要ですが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約68万円増額する予定で調整しております。

続いて、報告第1号「継続費繰越計算書について」所管は、財政課です。

概要ですが、令和2年度栄町矢口工業団地拡張事業特別会計補正予算第2号第2条により変更いたしました継続費の令和2年度年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、支出を終わらなかったものについて逡次繰り越したので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により議会に報告するものでございます。

続いて、報告第2号「繰越明許費繰越計算書について」所管は、財政課です。

概要ですが、令和2年度栄町一般会計補正予算第9号第1条及び第12号第2条により定めた繰越明許費について翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、その旨を議会に報告するものでございます。

最後に、報告第3号「事業会計予算の繰越計算書について」所管は、財政課です。

概要ですが、令和2年度栄町下水道事業会計予算において、第3次補正予算分の社会資本総合整備交付金の内示が令和3年1月28日であったため、年度内の事業完了が間に合わず翌年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、その旨を議会に報告するものです。

以上、町からの提出予定議案等の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（野田泰博君） ありがとうございます。町長提出議案等の説明が終わりましたが、質疑をお伺いする前にここでお諮りいたします。諮問第1号及び議案第4号から議案第6号については、人事案件につき、先例により初日の1日提案理由の説明のあと、質疑・討論・採決まで行うことにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

ご異議がないようですので、諮問第1号及び議案第4号から議案第6号は、初日の1日、提

案理由の説明のあと、質疑・討論・採決まで行うことに決定いたしました。

続きまして町長提出議案等の説明が終了しましたが、質疑等あればお願いいたします。

[「なし」という声あり]

○委員長（野田泰博君） ありがとうございます。続きまして、諸般の報告について事務局長より説明をお願いいたします。大熊議会事務局長。

○事務局長（大熊正美君） 諸般の報告でございますが、まず監査委員から現金出納の検査結果報告といたしまして、令和2年度3月期分から令和3年度5月期分までの3件について、いずれの月においても特段の指摘がありませんでしたので、議長からその旨の報告をお願いいたします。

次に、議員派遣報告ですが、令和3年2月22日からの議員派遣報告につきましては、議会事務局内の告知板へ掲示させていただいております。以上でございます。

○委員長（野田泰博君） ただ今、事務局長より説明がありました諸般の報告については、説明のとおりといたします。何か質疑ございませんか。

[「なし」という声あり]

○委員長（野田泰博君） 続きまして、一般質問について事務局長より説明をお願いいたします。大熊議会事務局長。

○事務局長（大熊正美君） それでは、一般質問の通告につきましては、お手元に通告書一覧を配布させていただいておりますが、今回7名の議員から出ております。通告順に申し上げますと、岡本議員、早川議員、塚田議員、石橋議員、高萩議員、松島議員、大塚議員となっております。なお質問の内容につきましては、通告書のとおりでございます。以上でございます。

○委員長（野田泰博君） ただ今事務局長から説明がありましたが、一般質問についてはご説明の通りといたします。特に質問ないですね。。

[「なし」という声あり]

○委員長（野田泰博君） 続きまして、会期、議事日程、会議録署名議員の指名について、事務局長より説明をお願いいたします。大熊議会事務局長。

○事務局長（大熊正美君） それでは、始めに、お手元に配布してございます会期予定をご覧いただきたいと思っております。会期といたしましては、6月1日（火）10時に招集されまして、翌週11日（金）までの11日間となります。

会議の内容としましては、初日1日は10時に開会されまして、行政報告、諸般の報告、会議録署名議員の指名、会期の決定、議案の受理報告、議案審査そして、町長提出議案の提案理由の説明となります。なお、先程決定されました諮問第1号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてと、議案第4号栄町監査委員の選任について、及び議案第5号栄町固定資産評価審査委員会委員の選任について、並びに議案第6号栄町教育委員会委員の任命については、質疑・討論のあと採決まで行っていただければと思います。

その後、6月2日から議案調査のための休会に入りまして、週明けて一般質問は6月9日10時より4名、6月10日10時より3名を予定しております。最終日11日10時から議案の質疑・討論・採決、以上のような内容で組ませていただきました。

続きまして、議事日程でございますが、只今の「会期予定」に準じた「議事日程」といたしまして、第1号、第2号、第3号、第4号を作成しております。

まず、初日1日の1号をご覧くださいと思います。日程的には、報告のあと、人事案件を先に行い議案番号順に議題といたしまして、町長提出議案の提案理由の説明になります。なお、先程決定いたしました、人事案件の諮問第1号と議案第4号及び議案第5号並びに議案第6号については、採決までお願いいたします。

次に、第2号、第3号は、一般質問となります。

最後に第4号におきましては、議案の質疑・討論・採決、以上のような内容で日程を組ませていただきました。

次に、会議録署名議員につきましては、4番、岡本議員、5番、早川議員にお願いしたいと思います。以上でございます。

○委員長（野田泰博君） ただ今、事務局長より説明がありました会議録署名議員については、説明のとおりといたします。次に、会期、議事日程は、ただ今の説明のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○委員長（野田泰博君） ご異議がないようですので、会期、議事日程は、説明のとおり決定いたしました。

○委員長（野田泰博君） 続きましてその他ですけれども、事務局長から何かございますか。大熊議会事務局長。

○事務局長（大熊正美君） それでは、その他ということで、4点程ありますのでお願いいたします。

まず、1点目でございますが、栄町社会福祉協議会評議員の推薦について、この後の全員協議会で、立候補による選挙か、議長の指名推選とするのか協議していただき、推薦していただく事としております。

次に、議員視察研修について申し上げます。この研修は、毎年1回実施しているもので、議会費の議員活動支援事業として、議員の識見及び資質の向上を図る目的で、行政先進地等への視察研修を行うものであります。本日の全員協議会で事業概要を簡単にご説明させていただきますとともに、実施の有無、視察先の候補地の選定方法及び視察時期等について、全員協議会の場で、ご意見・ご提案等を伺わせていただければと思っております。

次に、クールビズでございます。今年も町においてはクールビズを実施しております。このことから、議会も執行部と同様に引き続き、クールビズの服装ということで、よろしくお願

したいと思います。

最後に、今回6月定例議会ですので、議会申し合わせ事項ですと、議会と執行部による慣例の懇親会を実施することとしておりますが、今回の新型コロナウイルス感染症蔓延防止の観点から、今6月定例会最終日の合同懇親会は実施いたしませんので、改めてご連絡いたします。

なお、只今申し上げました4点につきましては、このあと開催されます全員協議会のほうで再度詳しくご説明させていただきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（野田泰博君） ありがとうございます。只今、事務局長より説明がございました1点目の、社会福祉法人栄町社会福祉協議会評議員の推薦について、2点目の、議員視察研修について、3点目の、クールビズについて、4点目の、執行部との懇親会についてこれらの関係で、何か質問、意見等ありましたらどうぞ。ございませんね。

[「なし」という声あり]

◎ 閉 会

○委員長（野田泰博君） それではないようですので、これで議会運営委員会を閉会といたします。ありがとうございます。

午後1時52分 閉会

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和 3年 5月 31日

議会運営委員会委員長 野田 泰博